滋賀県子ども・子育て応援センター

こころんだいやる

令和７年度

業 務 報 告 書

滋賀県

目　　次

◆滋賀県子ども・子育て応援センターについて・実績・・・・・・・・・・・・　1
◆組織体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
◆相談の状況
１．相談件数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
２．月別相談状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
３．曜日別相談状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
４．相談開始時刻別件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
５．相談時間の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
６．相談者の内訳
　⑴相談者（全体）の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　⑵相談者（児童本人）の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
７．相談内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
８．相談者別の相談内容
　⑴相談者別の相談内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　⑵児童本人からの相談内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　⑶親などの親族からの相談内容（児童の属性別）　・・・・・・・・・・・・・　9
９．子どもの権利侵害にかかる相談（虐待・いじめ）　・・・・・・・・・・・・　10
１０．他の機関への紹介および連絡　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
１１．子どもの権利委員会への申立て受付　・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

参考資料
〇相談件数および推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

＜子ども・子育て応援センターについて＞

本県では、平成 18 年４月１日に滋賀県子ども条例を制定し、同年６月、同条例第 14 条に基づき、育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点として、「滋賀県子ども・子育て応援センター」（以下「センター」という。）を設置し、児童虐待をはじめ、子育て、いじめ、不登校など悩みを持っている子ども・青少年本人とその保護者(養育者も含む。）のための電話相談（愛称・こころんだいやる）を開設しました。そして、令和７年３月に滋賀県子ども基本条例を制定し、現在では、同条例第 11 条および第 18 条に基づく、子どもの権利の侵害に関する相談、子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談への対応拠点となっています。さらに、令和７年 10 月の滋賀県子どもの権利委員会の設置に伴い、相談では解決しない子どもの権利侵害事案について、解決に向けた個別の調査や調整を同委員会に申立てる窓口の役割を担っています。

また、「淡海子ども・若者プラン」と「滋賀県児童虐待防止計画（令和７年３月策定)」において、子どもの「助けてサイン」を受け止めるとともに保護者からの悩み相談の場として、センターを位置づけています。

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、次世代を担う大切な存在です。子どもの育ちを支援していく上で、子どもの声や子育てで悩む保護者の声を聴くことは、大変重要です。

＜令和７年度の実績＞

令和７年度の相談件数は延べ 2,093 件で、昨年度(延べ 2,224 件)より 131 件減少しています。

相談者の内訳では子ども本人からの相談件数が延べ 219 件で昨年度(延べ 190 件)より 29 件増加しています。

また、相談のうち、父母や祖父母などの親族からの相談件数が、延べ 1,230 件で全体の 58.8%に及んでおり、中でも母からの相談が 1,139 件で全体の 54.4%と相談全体の半分以上を占めている状況については、例年と同様の傾向となっています。

全体の相談内容では性格・行動(775 件)が最も多く、その次が親自身の問題(638 件)となっております。

子どもの人権侵害の際たるものとして虐待といじめがあります。虐待相談は延べ 52 件の相談があり、昨年度より 11 件増加しています。いじめ相談は延べ 55 件の相談があり、昨年度より４件の増加がみられ、虐待・いじめに係る相談は、いずれも増加をしています。

いずれの相談も相談者のペースを尊重し傾聴を基本にしながら、相談者自身が解決策を見いだせることに相談の視点を置いていますが、深刻な内容においては、相談内容に応じた適切な支援機関を紹介することや面接相談などにも努めるとともに、当センターから通告や情報提供を行っています。

また、電話相談の受け手を増やしてより活動が充実するように、民間団体と共同で相談を受ける方を対象とした養成講座も行っています。

◇設置場所

滋賀県庁東館３階（大津市京町四丁目１番１号）

◇電話番号

電話相談（こころんだいやる）	０７７－５２４－２０３０
全国共通（24 時間子供 SOS ダイヤル）	０１２０－０－７８３１０
面接相談（予約制）	０７７－５２８－３５６３
※ファックスの相談	（FAX０７７－５２８－４８５５）

◇開所日

電話相談：土曜日、日曜日、祝日を含め毎日（12/29～1/3 を除く）午前９時～午後９時

面接相談：土曜日、日曜日、祝日を除く毎日（12/29～1/3 を除く）午前９時～午後４時

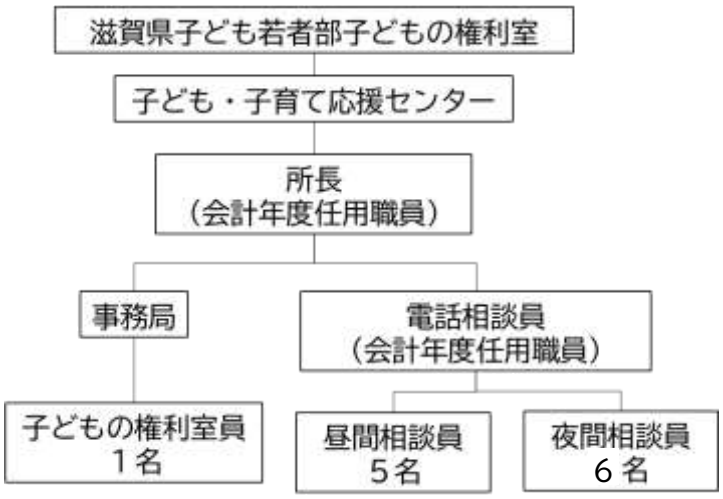
◇沿革

平成 13 年度に既設の子どもと子育てに関する一時的な相談機能をもっている以下の６つの電話相談窓口を統合再編し、「児童の権利に関する条約」が国連で採択された日にちなんで、11 月 20 日に「青少年・子ども電話総合相談室」を開設し、公募により愛称を「こころんだいやる」としました。その後、平成 18 年６月に、「青少年・子ども電話総合相談室」の業務を拡大・改編し、「子ども・子育て応援センター」として現在に至っています。

統合機関（平成 13 年度に統合した機関）

名称	所管（当時）	
子どもと家庭の 110 番	健康福祉部	児童家庭課
いじめホットライン滋賀	教育委員会	学校教育課
進路変更相談電話	教育委員会	学校教育課
あゆっ子電話相談	教育委員会	生涯学習課
少年アドバイスルーム	教育委員会	生涯学習課青少年室
ヤングテレホン滋賀	警察本部	少年課

◇相談体制



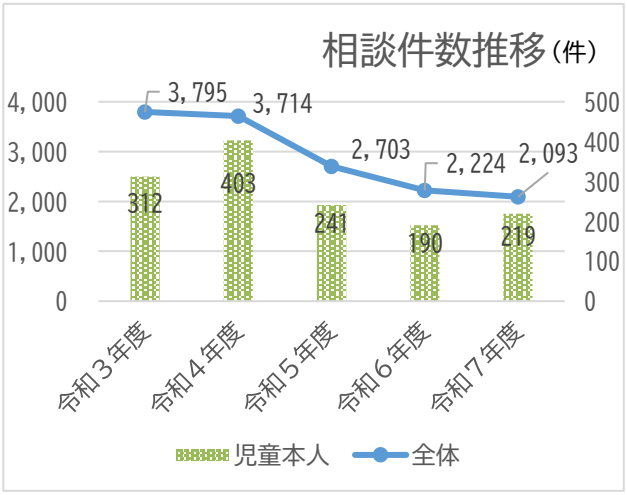
相談の状況

１．相談件数の推移

令和７年度に、電話相談「こころんだいやる」へ寄せられた相談件数は 2,093 件で、昨年度 2,224 件に対し約 5.9%減となりました。（このほかに無言電話が 570 件ありました。）

今年度は、昨年度と比べ、児童本人からの相談件数が、29 件増加しました。

また、１日あたりの平均相談件数は、5.8 件です。



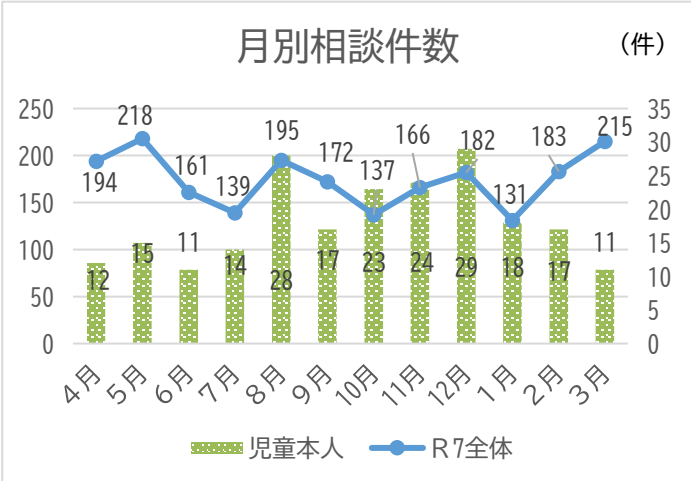
【相談状況の年度別推移】　（件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
全体	3,795	3,714	2,703	2,224	2,093
児童本人	312	403	241	190	219

２．月別相談状況

相談状況を月別にみると、５月が 218 件と最も多く、次いで３月の 215 件となっています。

また、児童本人からの相談件数は、12 月が 29 件と最も多く、次いで８月の 27 件となっています。



【月別相談件数】　（件）

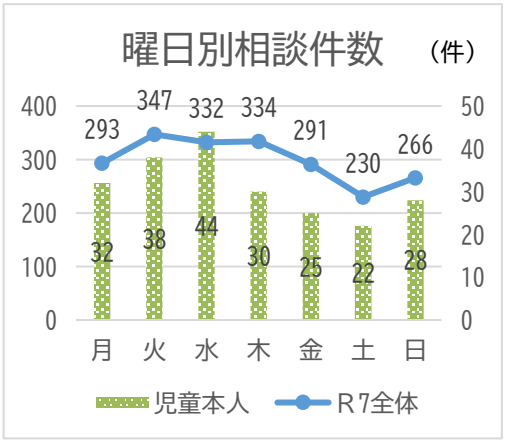
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
R６	229	217	215	226	172	225	198	160	164	152	122	144
R７	194	218	161	139	195	172	137	166	182	131	183	215
うち児童本人	12	15	11	14	28	17	23	24	29	18	17	11

３．曜日別相談状況

相談状況を曜日別に見ると、全体、児童本人ともに週末が比較的少ない状況にあります。

（件）

	月	火	水	木	金	土	日
Ｒ６	337	316	317	363	317	286	288
Ｒ７	293	347	332	334	291	230	266
うち児童本人	32	38	44	30	25	22	28

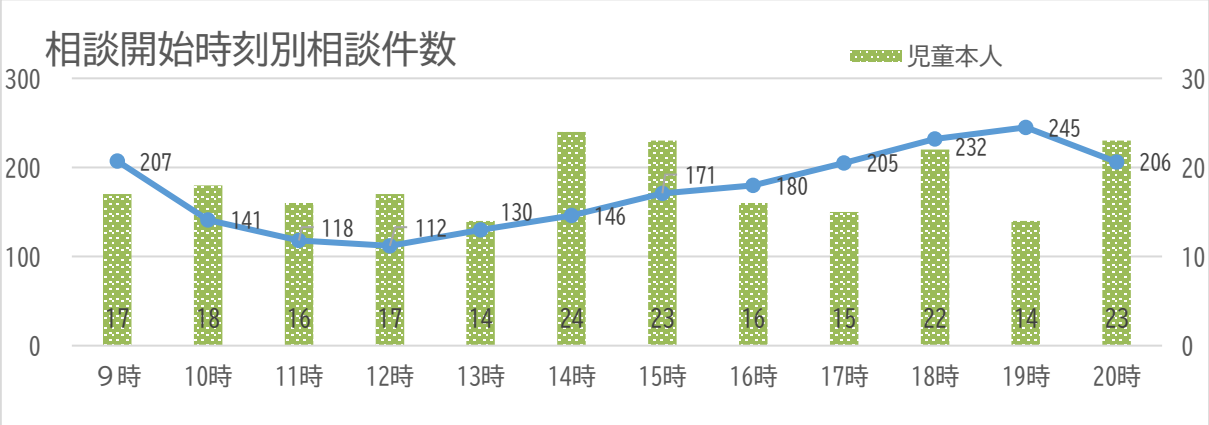


４．相談開始時刻別件数

午前９時から午後９時までの１時間単位で相談開始時刻別の相談件数を見ると、「午後７時から午後８時まで」が 245 件、「午後６時から午後７時まで」232 件と、夕方から夜にかけての時間が多くみられる一方で、「午前９時～午前 10 時まで」も 207 件となっています。

また、児童本人からは、午後の時間帯の「午後２時～午後３時まで」が 24 件、次いで「午後３時～午後４時まで」と「午後８時～午後９時まで」が 23 件となっています。

（件）



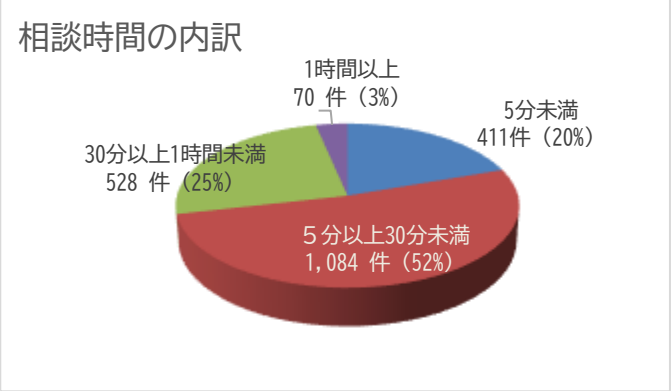
（件）

	９時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時	19 時	20 時
Ｒ６	207	153	110	124	142	132	141	173	306	249	253	234
Ｒ７	207	141	118	112	130	146	171	180	205	232	245	206
うち児童本人	17	18	16	17	14	24	23	16	15	22	14	23

５．相談時間の内訳

１件の相談の対応に要する所要時間を見ると、「５分以上 30 分未満」が 1,084 件と約 52%を占め、「５分未満」も 411 件も約 20%あり、30 分未満の相談が約７割となっています。

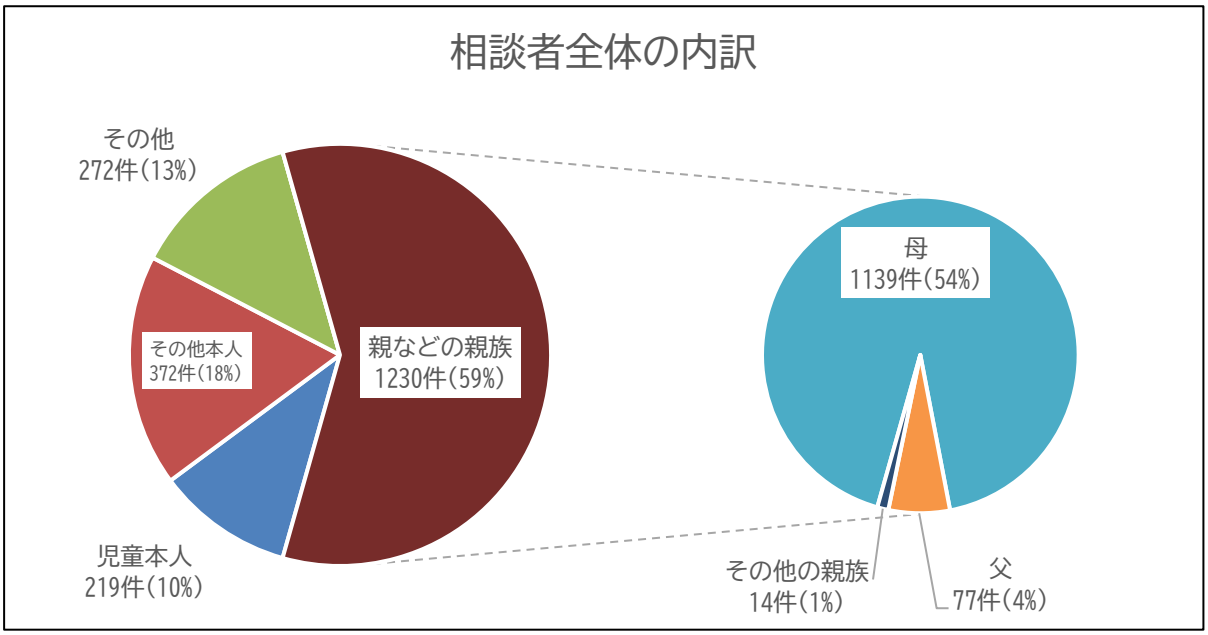
一方で、「30 分以上 1 時間以内」が 528 件と約 25%を占めており、軽重様々な相談の対応となっています。



６．相談者の内訳

（１）相談者（全体）の内訳

相談者全体で見ると、親などの親族からの相談が 1,230 件（約 59%）と半数以上を占め、最も多く、次いで、その他本人からの相談が 372 件（約 18%）、児童本人からの相談が 219 件（約 10%）となっています。なお、児童本人とは高校生以下を示す。



（２）相談者（児童本人）の内訳

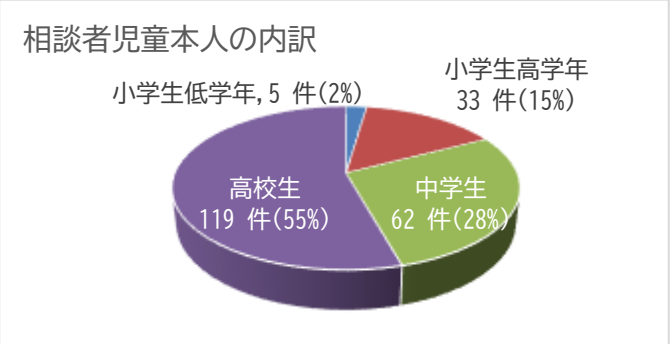
児童本人からの相談は、

「高校生」119 件（約 55%）

「中学生」62 件（約 28%）、

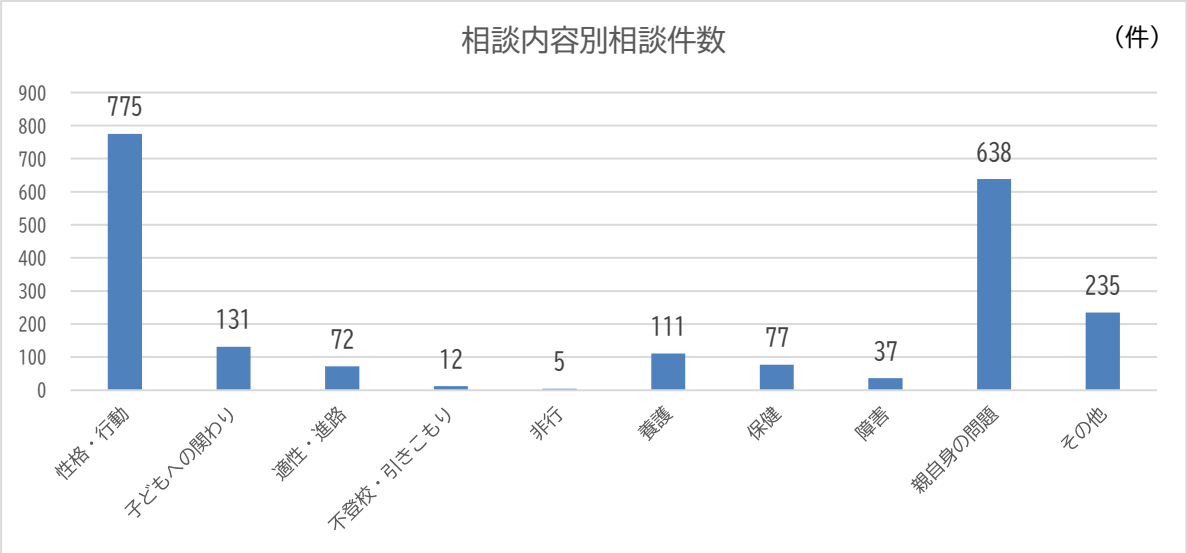
「小学校高学年」33 件(約 15%)

と年齢の高い児童の件数が多くなっています。



7．相談内容

相談全体での相談内容別の件数をみると、最も多いのは「性格・行動」に関する相談で、775 件あり、次いで、「親自身の問題」に関する相談で 638 件となっています。



「性格行動」・・・いじめられ、いじめ(非行以外)、LGBTQ、対人・友人関係、学校(園)への不満、登校(園)しぶり、ゲーム、SNS 被害、家族関係、親への不満、家庭内暴力、乱暴、盗み、虚言、反抗、学習、わがまま、無気力、部活動、習癖(チック等)、依存的、情緒不安定、神経症傾向、思春期、性的興味、異性への関心、男女交際、妊娠、その他

「親自身の問題」・・・情緒不安定、対人関係、夫婦関係(DV 含む)、親族との関係、学校・幼・保園との関係、親の成育歴、発散・気晴らし、依存的、経済生活、精神疾患・又はその疑い、体調不良

「子どもへの関わり」・・・食事、睡眠、子育て不安、しつけ、祖父母との関係、身辺の自立、その他

「養護」・・・病気・入院、別居・離婚、逮捕拘留、母出産、養育負担、未婚の母(非嫡出子)、再婚家庭、養子縁組、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待

「保健」・・・精神的疾患・又はその疑い、その他(健康管理など)

「適性・進路」・・・学業・成績、進学適性、就職適性、学校との関係、親子関係、職場関係、学資問題、意欲、その他

「障害」・・・発達障害・又はその疑い、障害児教育(進路)、福祉制度、その他(健康管理など)

「不登校・引きこもり」・・・学籍あり(断続欠席)、学籍あり(三カ月未満)、学籍あり(半年未満)

「非行」・・・触法(万引き)

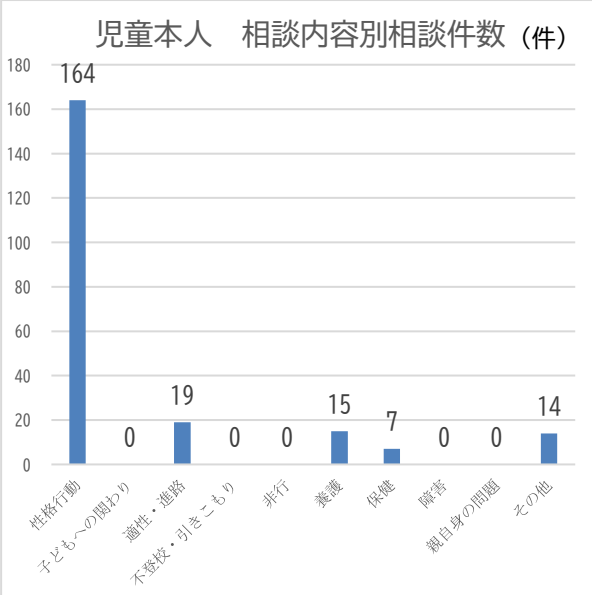
「その他」・・・間違い電話、いたずら電話、アンケート、対話につながらない内容のもの

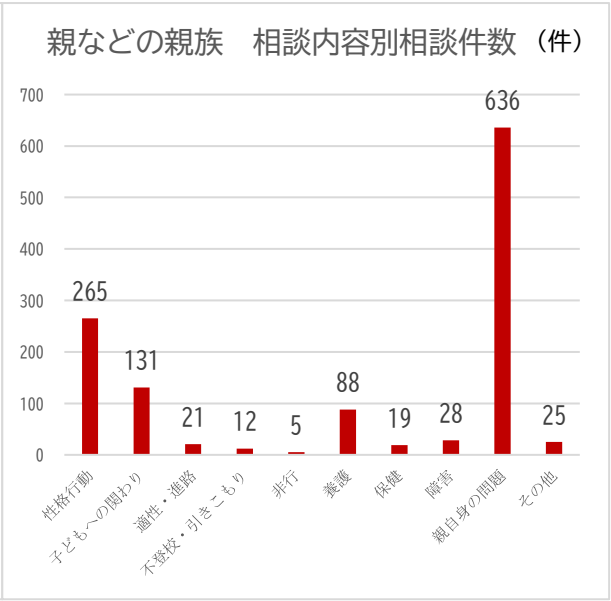
8．相談者別の相談内容

（1）相談者別の相談内容

相談者別に相談内容を見ると、児童本人からの相談では「性格・行動」が 164 件で、次いで「進路・適性」が 19 件となっています。

親などの親族からの相談で最も多いのは「親自身の問題」で 636 件、次いで「性格・行動」が 265 件となっています。



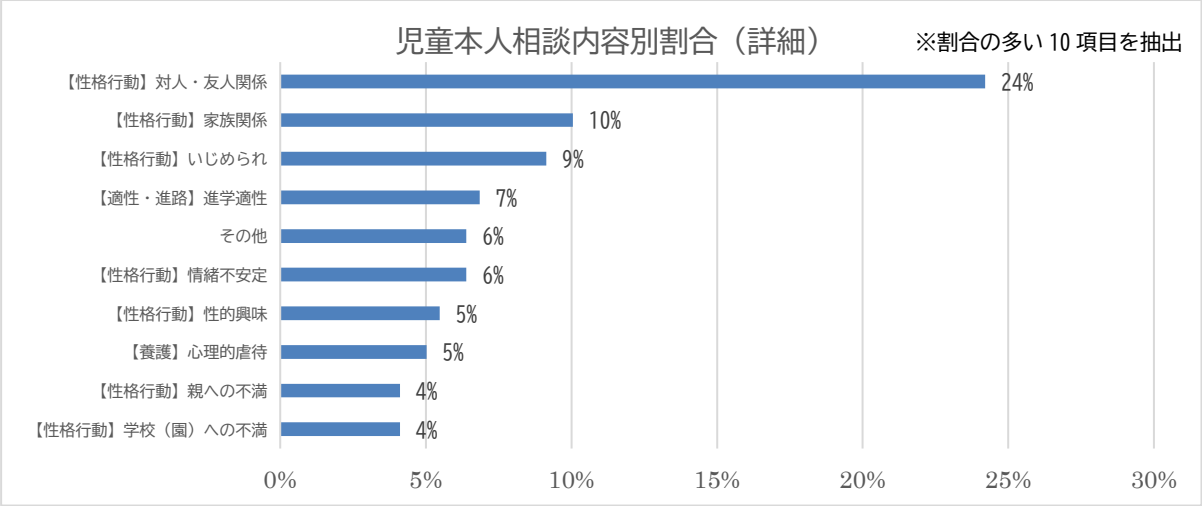


【相談者別の相談内容】　（件）

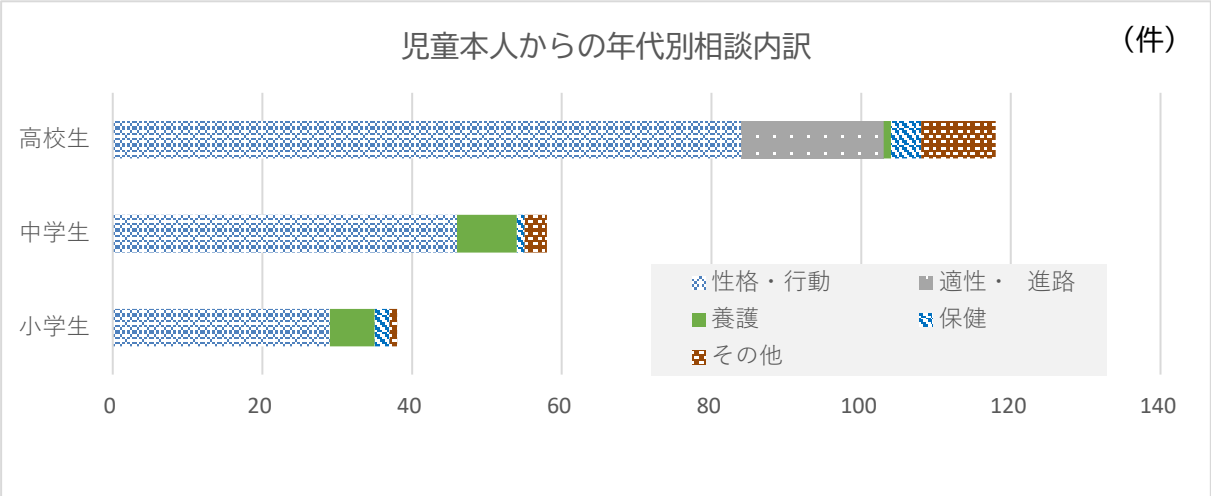
	性格・行動	子どもへの関わり	適性・進路	不登校・引きこもり	非行	養護	保健	障害	親自身の問題	その他	計
児童本人	164	0	19	0	0	15	7	0	0	14	219
その他本人	270	0	27	0	0	0	48	6	0	21	372
親などの親族	265	131	21	12	5	88	19	28	636	25	1,230
その他	76	0	5	0	0	8	3	3	2	175	272
計	775	131	72	12	5	111	77	37	638	235	2,093

（２）児童本人からの相談内容

児童本人からの相談内容の詳細について、割合の多い上位をみてみると、「対人・友人関係」24%、「家族関係」約 10%といった人間関係に関する相談が多く、次いで「いじめられ」約９%、「進学適性」約７%という状況になっています。



また、児童の属性別に相談内容をみると、いずれの年齢層も「性格・行動」に関する相談が最も多く「高校生」では 85 件、「中学生」では 50 件となっています。また、小学生・中学生にはみられない、「適性・進路」に関する相談が高校生では 19 件となっています。



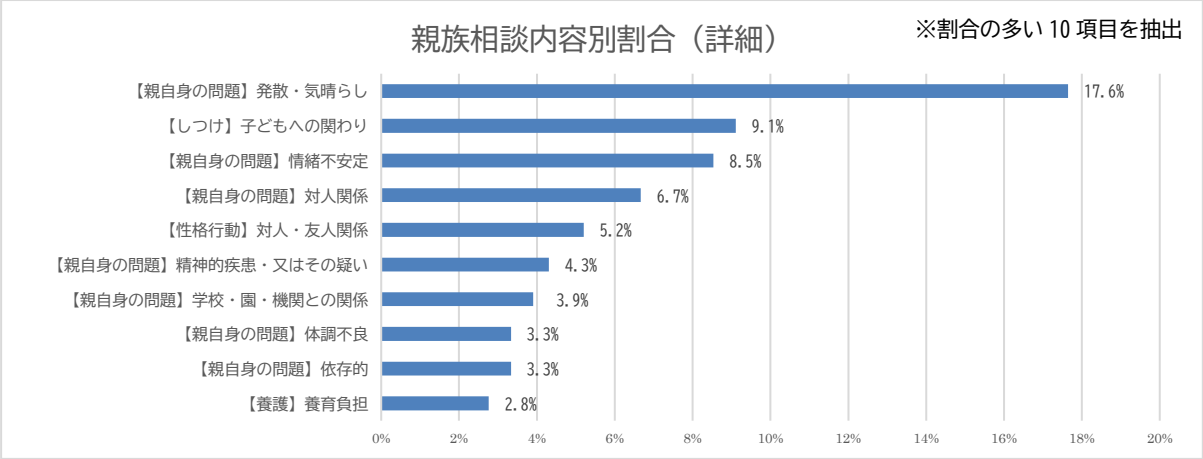
【本人の属性別相談内容】　（件）

内容／相談者	性格・行動	適性・進路	養護	保健	その他	計
小学生低学年	4	0	1	0	0	5
小学生高学年	25	0	5	2	1	33
中学生	50	0	8	1	3	62
高校生	85	19	1	4	10	119
計	164	19	15	7	14	219

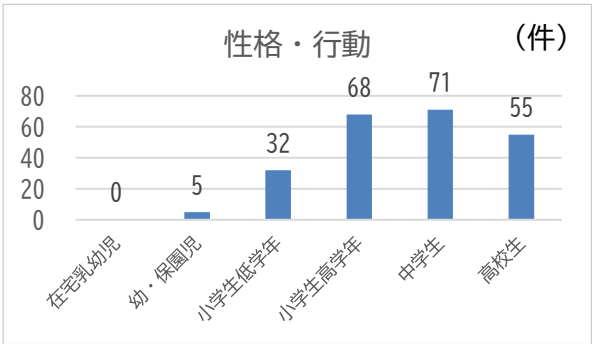
（3）親などの親族からの相談内容（児童の属性別）

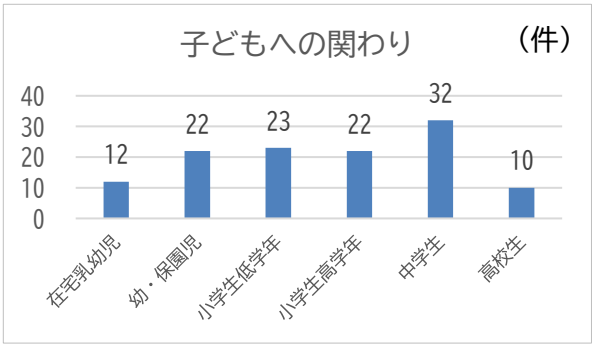
親族からの相談内容の詳細について、割合の多い上位をみてみると、親の「発散・気晴らし」が約 17.6%と一番多く、次いで「子どもへの関わり」が約 9.1%となっています。

関係機関との関わり、対人関係がうまくいかず当センターに複数回相談される親自身の相談が多くあり、相談内容の割合に大きく影響しています。



また、親自身の問題を除いて多かった「性格・行動」、「子どもへの関わり」に分類される相談を子どもの属性別に見ると、「性格・行動」に関する相談については、中学生が 71 件と最多となっており、また、「子どもへの関わり」に関する相談は、乳幼児から高校生まで、継続的にある傾向がみられます。





【子どもの属性別親族の相談件数】 （件）

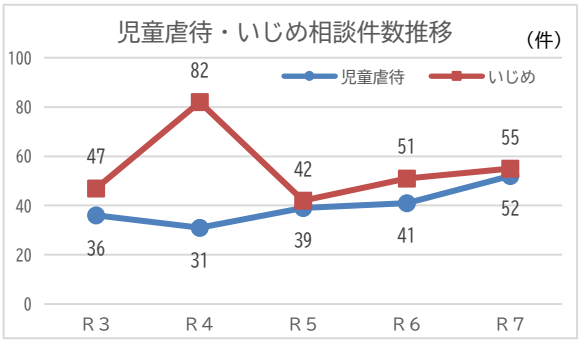
	性格・行動	子どもへの関わり	適性・進路	不登校・ひきこもり	非行	養護	保健	障害	親自身の問題	その他	計
在宅乳幼児	0	12	0	0	0	15	1	0	3	1	32
幼・保園児	5	22	0	0	0	16	1	3	34	3	84
小学生低学年	32	23	2	0	2	9	4	11	14	1	98
小学生高学年	68	22	0	2	3	17	3	9	15	3	142
中学生	71	32	12	9	0	18	8	2	177	4	333
高校生	55	10	5	1	0	3	1	0	147	5	227
計	231	121	19	12	5	78	18	25	390	17	916

９．子どもの権利侵害にかかる相談（虐待・いじめ）

「虐待」や「いじめ」に関する相談については、子どもの権利侵害として別途件数の把握をしています。

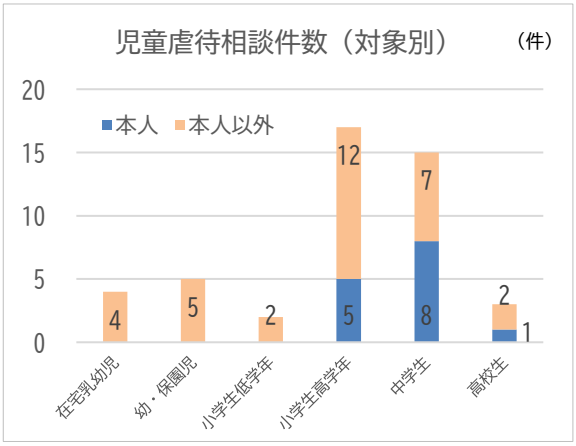
「虐待」に関する相談については、延べ 52 件あり、昨年度と比較して増加しています。

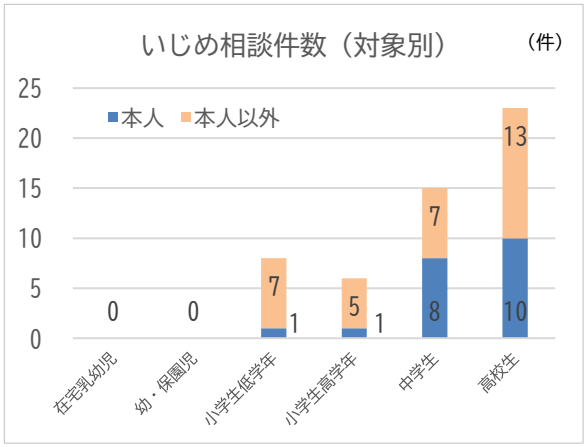
「いじめ」に関する相談については、延べ 55 件あり、こちらも増加しています。



対象となる児童の属性別にみると児童虐待は「小学生高学年」が 17 件と最も多くなっており、いじめは「高校生」が 23 件、「中学生」が 15 件と年齢が上がるほど多くなっています。

児童虐待やいじめは重篤な人権侵害であり、発生予防だけでなく早期発見、早期対応により関係機関との協働が大切なので、より一層感知度を高める必要性を感じています。





【児童虐待相談】 (件)

	在宅乳幼児	幼・保園児	小学生低学年	小学生高学年	中学生	高校生	不明	計
本人	0	0	0	5	8	1	0	14
本人以外	4	5	2	12	7	2	6	38
親などの親族	4	5	2	8	6	2	3	30
計	4	5	2	17	15	3	6	52

【いじめ相談】 (件)

いじめ	在宅乳幼児	幼・保園児	小学生低学年	小学生高学年	中学生	高校生	その他	不明	計
本人	0	0	1	1	8	10	1	0	21
本人以外	0	0	7	5	7	13	1	1	34
親などの親族	0	0	6	5	6	12	1	0	30
計	0	0	8	6	15	23	2	1	55

10. 他の相談機関への紹介および連絡

相談対応において、相談者に対して専門機関等を紹介した件数は、延べ 154 件あり、相談件数全体の約７％となっています。紹介先としては、市町の家庭児童相談室や子育て担当課などが主になりますが、相談内容にあわせて、法テラス、警察など、必要な機関を紹介しています。

また、センターが直接専門機関に連絡を行うこととなった相談は 40 件あり、延べ 43 の機関に連絡を行いました。主な連絡先は、県の子ども家庭相談センターや市町の家庭児童相談室となっています。

■他の機関への紹介、連絡件数（延べ件数）　（件）

	他機関紹介件数	機関連絡件数
Ｒ６	148	40
Ｒ７	**154**	**40**

11. 子どもの権利委員会への申立ての受付

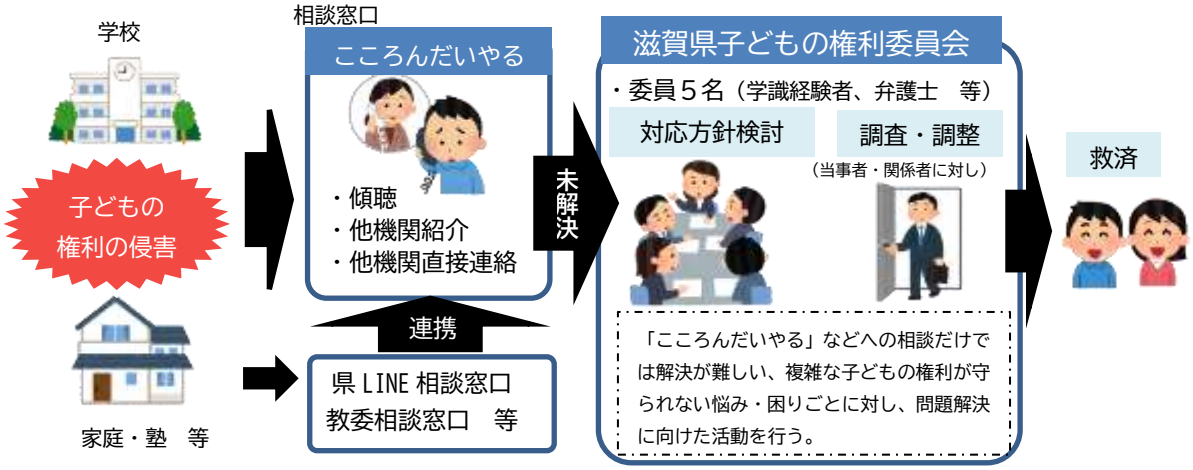
滋賀県子ども基本条例にもとづき、子どもの権利が侵害されている問題で、相談だけでは解決が難しい場合に対応するための知事の附属機関として、「滋賀県子どもの権利委員会（以下「子どもの権利委員会」という。）」が令和７年 10 月１日に設置されました。

当センターは、令和７年 10 月１日以降、子どもの権利侵害事案の解決に向けた調査や調整を子どもの権利委員会に申立をする際の受付窓口の役割を担うとともに、相談対応の中で、子どもの権利委員会の対応が必要と思われる事案については、子どもの権利委員会を紹介する、といった役割を担っています。

令和７年度は、子どもの権利委員会を設置した 10 月以降は 1,014 件の相談があり、そのうち子どもの権利委員会への申立てを求める相談、また相談の内容から判断して「子どもの権利委員会」の案内を行った相談はのべ８件あり、そのうち４件が申立てとなっています。

なお、「こころんだいやる」以外の県相談機関の窓口において、権利委員会を紹介された相談案件も１件ありました。

子どもの権利侵害事案の個別救済フロー



参考資料

相談件数・推移(無言・いたずら除く)　　(件)

	少年アドバイスルーム (教育委員会生涯学習課青少年室)	あゆっ子電話相談 (教育委員会生涯学習課)	いじめホットライン滋賀 (教育委員会学校教育課)	進路変更電話相談 (教育委員会学校教育課)	子どもと家庭の110番 (健康福祉部児童家庭課)	ヤングテレフォン滋賀 (警察本部少年課)	計
平成11年度	837	1,002	70	15	1,419	375	3,718
平成12年度	1,173	1,187	62	31	1,198	457	4,108
平成13年度	780	744	30	10	667	230	2,461
	青少年・子ども電話総合相談室に統合(平成13年11月20日～)						
平成13年度	1,613						
平成14年度	5,556						
平成15年度	7,177						
平成16年度	6,886						
平成17年度	8,072						
	子ども・子育て応援センターに改組(平成18年6月～)						
平成18年度	(電話相談)6,001						
平成19年度	(電話相談)4,186						
平成20年度	(電話相談)2,963						
平成21年度	(電話相談)2,539						
平成22年度	(電話相談)2,567						
平成23年度	(電話相談)2,540						
平成24年度	(電話相談)2,777						
平成25年度	(電話相談)3,004						
平成26年度	(電話相談)3,414						
平成27年度	(電話相談)3,953						
平成28年度	(電話相談)4,620						
平成29年度	(電話相談)3,745						
平成30年度	(電話相談)4,495						
令和元年度	(電話相談)4,030						
令和２年度	(電話相談)4,498						
令和３年度	(電話相談)3,795						
令和４年度	(電話相談)3,714						
令和５年度	(電話相談)2,703						
令和６年度	(電話相談)2,224						

令和７年度　滋賀県子ども・子育て応援センター業務概要

発行　令和８年10月

滋賀県子ども若者部子どもの権利室
〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号　新館２階
TEL　077-528-3573
FAX　077-528-4854

滋賀県子ども・子育て応援センター
〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号　東館３階
TEL　077-528-3563
FAX　077-528-4855